法廷点検等

株式会社ＪＳＫ　３Ｐ

・消防設備点検

消防設備の設置が義務付けられている すべての建物や施設で実施する必要があります。

・防火対象物点検

防火対象点検資格者が防火管理上必要な業務等について点検し、その結果を毎年1回、消防長又は消防署長へ報告することが義務づけられています。

・防火設備点検

消防用設備または特殊消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長または消防署長へ報告することが義務付けられています。

・建築設備点検

ビルやマンション・学校など不特定多数の人々が利用する建物で災害が発生することを防ぐために実施する法定点検です。

・非常用自家発電設備点検

事の被害を最小限にとどめる重要な設備を定期的に不具合がないかを確認します。

・キュービクル点検

キュービクルとその他付随する設備を安全な状態に維持するために、月に1度、もしくは隔月で実施することが法令で定められています。

・空調フロン点検

フロン排出抑制法により、業務用エアコンを含む冷凍冷蔵・空調機器は3ヶ月に1度の空調フロン点検が義務付けられています。

・エレベーター設備点検

おおむね6ヶ月～1年ごとに、エレベーターが建築基準法に準拠しているかを定期検査し、その結果を特定行政庁に報告することが義務付けられています。